北米

国又は地域	単位	法第２０条第１項第１号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料
アメリカ合衆国	ドル	170	117	64	64	17	10	27	27
カナダ	ドル	188	129	71	71	19	11	29	29

中南米

国又は地域	単位	法第２０条第１項第１号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料
アルゼンチン	ペソ	640	440	240	240	64	36	100	100
ウルグアイ	ペソ	3,860	2,660	1,450	1,450	390	220	600	600
エクアドル	ドル	170	117	64	64	17	10	27	27
エルサルバドル	コロン	1,450	1,000	550	550	150	80	230	230
キューバ	ペソ	157	108	59	59	16	9	25	25
グアテマラ	ケッツアル	1,450	1,000	550	550	150	80	230	230
コスタリカ	コロン	100,000	68,800	37,500	37,500	10,000	5,600	15,600	15,600
コロンビア	ペソ	348,000	239,000	130,000	130,000	35,000	20,000	54,000	54,000
ジャマイカ	ドル	15,000	10,300	5,600	5,600	1,500	840	2,300	2,300
チ　リ	ペソ	94,000	65,000	35,000	35,000	9,000	5,000	15,000	15,000
ドミニカ共和国	ペソ	6,130	4,210	2,300	2,300	610	340	960	960
トリニダード・トバゴ	ドル	1,070	730	400	400	110	60	170	170